

(参考)

茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）

目標・重点施策の見直し内容一覧

■見直しを行った目標・重点施策一覧

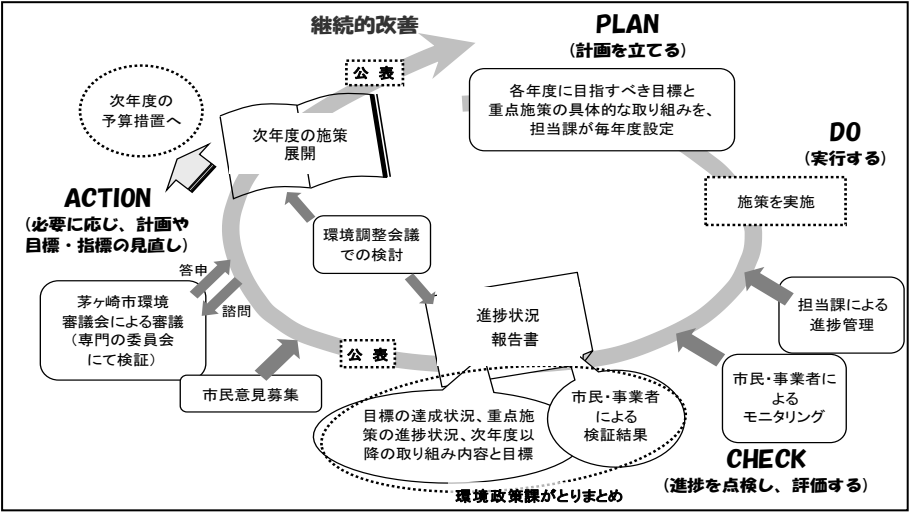
茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の進行管理においてこれまでに見直しを行った目標及び重点施策は以下のとおりです。

テーマ	施策の柱	目標/重点施策(※)	ページ
1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	目標 2	6
		重点施策①	
		重点施策②	
		重点施策③～⑫	7
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	重点施策⑭	7
2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	目標 5	8
		目標 6	
		重点施策⑯	
		重点施策⑰	9
		重点施策⑱	
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	目標 7	10
		目標 8	
		重点施策⑲	11
重点施策⑳			
3 資源循環型社会の構築	3.1 4R の推進	目標 9 (※平成 25・30 年度変更)	12
		目標 10 (※平成 30 年度変更)	
		重点施策㉒	
		重点施策㉓	13
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	目標 11 (※平成 24 年度変更)	13
		目標 12 (※平成 26 年度変更)	
		重点施策㉔	14
		重点施策㉕	
4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	目標 14 (※平成 26・28 年度変更)	15
		目標 15	
		重点施策㉖	16
5 計画を進めていくための人づくり	5.3 学校における環境教育の充実	重点施策㉗	16

※特に変更年月日の記載のない項目は平成 27 年度に変更を行っています。

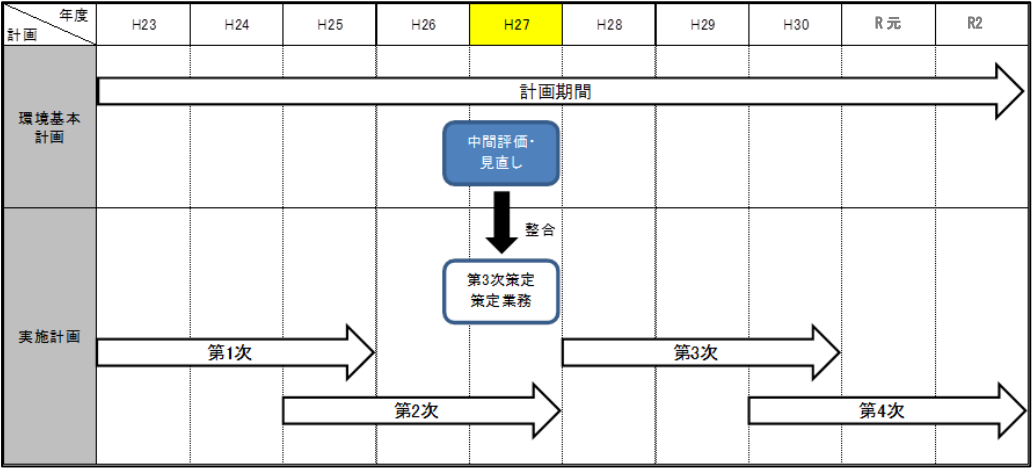
■茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)について

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」(以下、本計画という)の策定後、本計画の進行管理方法(下図)に基づき、本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。担当課の取り組みや、環境審議会による外部評価の結果等により、目標については、必要な変更を加えながら進行管理を行っています。また、重点施策については毎年度検証を行い、必要な軌道修正と次年度予算への反映を図っています。



■茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の中間見直しと本冊子について

本計画は、策定後 5 年程度を目途に、施策の状況や市内の環境の変化、社会情勢の変化等に
応じて必要な修正を行うこととしておりました。そこで、平成 27 年度に施策の進捗状況や環境審議
会による検証結果等を踏まえ、目標と重点施策を対象として見直しを行いました。



本冊子は、これまでの本計画の進行管理や中間見直しにおいて変更した目標及び重点施策を
明らかにするために作成したものであり、本計画への追録としてお示しするものです。

■現在の体系図

は見直しを行った目標・重点施策です。

テーマ	施策の柱	目標
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。
		2 各コア地域の自然環境を保全するため、令和2年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を令和2年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。
		4 経営耕地面積を令和2年度(2020年度)時点で348haを目標とします。
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。
		6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和2年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。
		8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和2年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和2年度(2020年度)までに614gにします。
		10 リサイクル率を令和2年度(2020年度)までに27.0%にします。
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、令和2年度(2020年度)までに90店舗にします。
		12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、令和2年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。
		13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	14 市域のCO ₂ 排出量を令和2年度(2020年度)までに約1,165千tCO ₂ (平成2年度(1990年度)の約80%)にします。
		15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を令和2年度(2020年度)までに455.5回にします。
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。
	5.3 学校における環境教育の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

重 点 施 策	重点施策の推進を支え、補完する施策
① コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理計画の作成・実施 ② 財政担保システムの確立 ③～⑫各コア地域における施策	1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進
⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生 ⑭ 農業支援による農地の保全・再生 ⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進 1.2(3)水環境の保全 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用
⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定 ⑰ 保全すべき地域の指定 ⑱ 自然環境庁内会議の効果的な運用	2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導 2.1(2)快適で安全な住環境の確保
⑲ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 ⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成	2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全 2.2(2)海岸の自然環境の保全
㉑ リフューズ(要らないものを買わない・断る) ㉒ リデュース(ごみの排出を抑制する) ㉓ リユース(繰り返し使う) ㉔ リサイクル(資源として再生利用する)	3.1(1)4R の推進に向けた既存の取り組み等の継続 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり
㉕ 地産地消の推進 ㉖ 環境に配慮した農業の普及促進	3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発
㉗ 情報発信・啓発活動の推進 ㉘ 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援 ㉙ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援 4.1(2)市における率先的な取り組み
㉚ 乗合交通の利便性向上 ㉛ 徒歩・自転車利用の促進	4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減
㉜ 庁内の環境意識の向上 ㉝ 庁内における人材育成	5.1(1) 市における環境配慮の取り組みの推進
㉞ 意識啓発・人材育成 ㉟ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減 5.2(3)環境に関する活動の支援
㊱ 地域と連携した環境教育 ㊲ 学校における取り組みの支援	5.3(1)学校における環境教育の推進

施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

変更前	各コア地域の自然環境を保全するため、平成 25 年度(2013 年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
変更後	各コア地域の自然環境を保全するため、令和 2 年度(2020 年度)までにコア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前	①コア地域ごとの 保全管理計画の作 成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置※								
		保全管理のための計画の作成※								
		※3年以内に全てのコア地域で活動が 進められることを目指します。								
		計画に基づく活動の推進								

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更後	①コア地域ごとの 保全管理計画の作 成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置								
		保全管理のための計画の作成								
		計画に基づく活動の推進								

●スケジュール

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前	②財政担保システムの確立	システムの検討									
		庁内及び関係主体間調整									
		財政担保システムの運用、見直し(適宜)									
変更後	②財政担保システムの確立	システムの検討									
		庁内及び関係主体間調整									
		財政担保システムの運用、見直し(適宜)									

重点施策③～⑫ 各コア地域における施策（※平成 27 年度より変更）

●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	③～⑫各コア地域 における施策	既存の取り組みを継続									
変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	③～⑫各コア地域 における施策	既存の取り組みを継続									

施策の柱 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

重点施策⑭ 農業支援による農地の保全・再生（※平成 27 年度より変更）

●概要

変更前	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や農機具の共同利用等による農業支援を行います。
変更後	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による農地の貸し借りの推進等の農業支援を行います。

テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり
 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

目標 5 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 24 年度(2012 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。
変更後	平成 29 年度 (2017 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標 6 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 25 年度(2013 年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
変更後	保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

重点施策⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定(※平成 27 年度より変更)

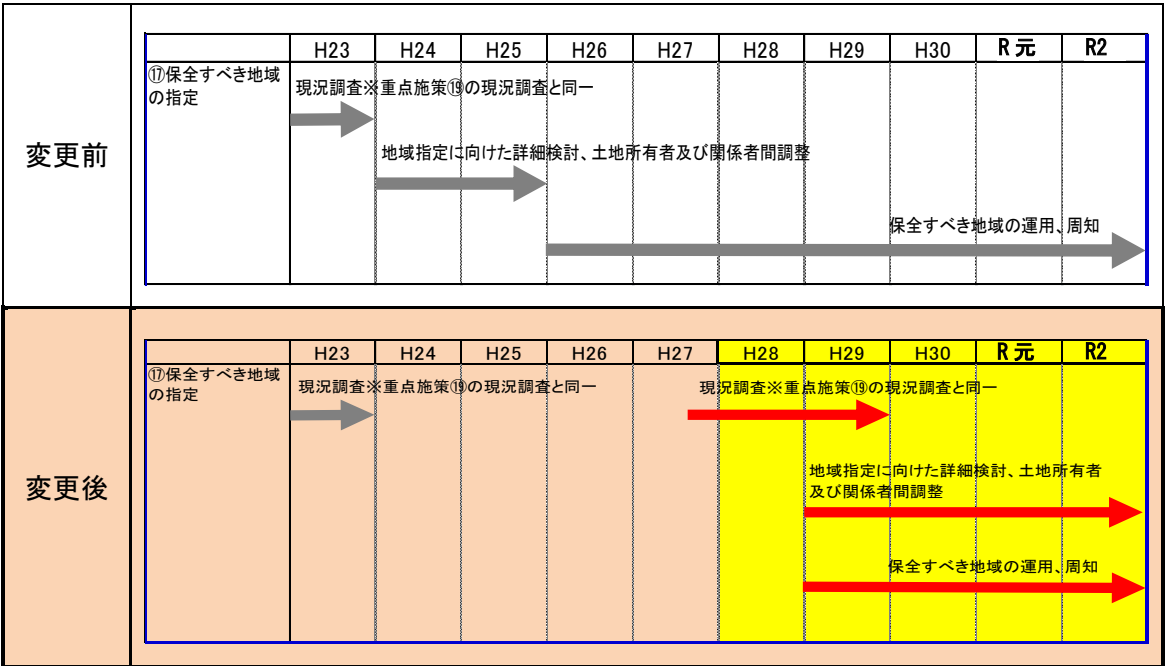
●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	⑯自然環境の保全 に向けた条例の制 定	条例の内容の検討、関係者間調整									
		条例の制定、移行期間									
		条例の本格実施、周知									

変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	⑯自然環境の保全 に向けた条例の制 定	条例の内容の検討、関係者間調整									
		条例の制定、移行期間									
		条例の本格実施、周知									

重点施策⑰ 保全すべき地域の指定(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール



重点施策⑱ 自然環境庁内会議の設置(※平成 27 年度より変更)

●重点施策名

変更前	自然環境庁内会議の設置
変更後	自然環境庁内会議の効果的な運用

●概要

変更前	・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための会議体を設置します。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。
変更後	・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行います。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携します。

施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

目標 7 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成 24 年度(2012 年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。
変更後	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和 2 年度(2020 年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。

目標 8 (※平成 27 年度より変更)

変更前	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成 24 年度(2012 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
変更後	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和 2 年度(2020 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

重点施策⑬ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

変更前	<table><tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R2</th></tr><tr><td>⑬生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定</td><td>現況調査※重点施策⑬の現況調査と同一</td><td>地域戦略の検討、策定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>地域戦略の推進</td></tr></table>											H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	⑬生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	現況調査※重点施策⑬の現況調査と同一	地域戦略の検討、策定																			地域戦略の推進
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2																																	
⑬生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	現況調査※重点施策⑬の現況調査と同一	地域戦略の検討、策定																																									
										地域戦略の推進																																	
変更後	<table><tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 元</th><th>R2</th></tr><tr><td>⑬生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定</td><td>現況調査※重点施策⑬の現況調査と同一</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>現況調査※重点施策⑬の現況調査と同一</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>地域戦略の検討、策定、推進</td></tr></table>											H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	⑬生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	現況調査※重点施策⑬の現況調査と同一					現況調査※重点施策⑬の現況調査と同一															地域戦略の検討、策定、推進
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2																																	
⑬生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	現況調査※重点施策⑬の現況調査と同一					現況調査※重点施策⑬の現況調査と同一																																					
										地域戦略の検討、策定、推進																																	

重点施策⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	㊫生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成		ガイドラインの作成								
										ガイドラインの運用、周知	
変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	㊫生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成										
										ガイドラインの作成と運用、周知	

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱 3.1 4R の推進

目標 9 (※平成 25 年度より変更)

変更前	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 603g にします。
変更後	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 574g にします。

(※平成 30 年度より変更)

変更前	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 574g にします。
変更後	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 614g にします。

目標 10 (※平成 30 年度より変更)

変更前	リサイクル率を令和 2 年度までに 34.7%にします。
変更後	リサイクル率を令和 2 年度までに 27.0%にします。

※目標 9、10 は「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」と整合を図った数値としています。平成 30 年 3 月の同計画の改訂に伴い、平成 30 年度の取り組みより、目標値を変更しました。

重点施策② リデュース(ごみの排出を抑制する)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。 ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。 ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。 ・必要に応じて可燃ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。
変更後	・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。 ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。 ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。 ・必要に応じて家庭ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。

重点施策⑳ リユース(繰り返し使う)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの情報を市内のリサイクル推進店情報に集約し、市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。
変更後	・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクル推進店未認定のリサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの認定を促進し、認定店舗の情報を市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。

施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

目標 11 (※平成 24 年度より変更)

変更前	生産者直売施設の数と登録している農業者数を、令和 2 年度(2020 年度)までに 4 施設・60 人に増やします。
変更後	地元農畜水産物を取り扱う店舗を、令和 2 年度(2020 年度)までに 90 店舗にします。

目標 12 (※平成 26 年度より変更)

変更前	学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、令和 2 年度(2020 年度)までに 15 品目に増やします。
変更後	学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、令和 2 年度(2020 年度)まで 15 品目以上を維持します。

重点施策⑳ 地産地消の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。 ・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者によく紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。 ・関係機関と協力し、直売所などの生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充を進めます。
変更後	・地域農業の活性化、食の安全の確保を目的に、地域で採れたもの(資源)を地域で消費する「地産地消」(循環)を推進します。 ・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。 ・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者によく紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。 ・関係機関と協力し、生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充をはじめ、生産者のニーズに合った販路の拡大に対する支援を進めます。

重点施策㉑ 環境に配慮した農業の普及促進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。 ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。 ・生物の生育・生息環境の確保や水質浄化の観点から効果的とされる水田の冬期湛水について、試験的な導入を視野に検討を行います。
変更後	・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。 ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。

テーマ 4 低炭素社会の構築

施策の柱 4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

目標 14 (※平成 26 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 524 千 t CO ₂ (平成 20 年度(2008 年度)の約 63%)にします。 ※平成 20 年度(2008 年度)は約 849 千 t CO ₂ となっています。
変更後	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)

(※平成 28 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)
変更後	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,492 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,866 千 t CO ₂)

※市域の CO₂排出量は毎年資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を用い算出していますが、平成 26 年度の公表分から統計データの各種の精度改善措置を講じることを理由に過去に遡って平成 2 年度から平成 25 年度までのデータが修正されたことを受け、当該年度の CO₂排出量を再計算し基準値及び目標値を変更しました。

なお、今回の変更にあたって基準値に対する目標値の削減率(20%)は変更しておらず、地球温暖化対策実行計画における CO₂排出削減目標の達成に向けた各種施策の方向性についてはこれまでと変わりありません。

目標 15 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から 1 世帯・1 事業所あたりの CO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
変更後	エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。

重点施策⑳ 情報発信・啓発活動の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備を図ります。
変更後	・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及やインフラ整備、燃料電池自動車(水素自動車)等の普及を図ります。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱 5.3 学校における環境教育の充実

重点施策㉑ 学校における取り組みの支援(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を導入・運用し学校生活での環境活動の実践と浸透のための仕組みを確立します。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。
変更後	・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を運用し学校生活での環境活動の充実を図ります。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。